

肥料取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第63号

肥料取締法施行細則等の一部を改正する規則
(肥料取締法施行細則の一部改正)

第1条 肥料取締法施行細則(昭和25年香川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</u></p> <p>(表示命令)</p> <p>第1条 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>(昭和25年法律第127号。以下「法」という。)第21条の規定により、知事の登録を受けた普通肥料又はその受理した届出に係る指定混合肥料の生産業者は、知事の定める当該肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個)に知事の定める表示事項を表示しなければならない。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 知事の登録を受けた普通肥料又はその受理した届出に係る<u>指定混合肥料</u>の生産業者は、当該肥料の銘柄別に前年における生産数量及び販売数量並びに当該普通肥料については種類別に前年において当該普通肥料の生産に使用した原料及び材料並びに当該普通肥料に混入した異物の種類及び数量を、知事が受理した届出に係る特殊肥料の生産業者又は輸入業者は、当該特殊肥料の種類別に前年における生産数量又は輸入数量を、毎年2月末日までに、知事に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>肥料取締法施行細則</u></p> <p>(表示命令)</p> <p>第1条 <u>肥料取締法</u>(昭和25年法律第127号。以下「法」という。)第21条の規定により、知事の登録を受けた普通肥料又はその受理した届出に係る指定配合肥料の生産業者は、知事の定める当該肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個)に知事の定める表示事項を表示しなければならない。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 知事の登録を受けた普通肥料又はその受理した届出に係る<u>指定配合肥料</u>の生産業者は、当該肥料の銘柄別に前年における生産数量及び販売数量並びに当該普通肥料については種類別に前年において当該普通肥料の生産に使用した原料及び材料並びに当該普通肥料に混入した異物の種類及び数量を、知事が受理した届出に係る特殊肥料の生産業者又は輸入業者は、当該特殊肥料の種類別に前年における生産数量又は輸入数量を、毎年2月末日までに、知事に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p>

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>第10条 略</p> <p>農政課 略</p> <p>農業経営課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）及び農薬取締法（昭和23年法律第82号）の施行に関すること。</p> <p>(12)～(15) 略</p> <p>農業生産流通課～水産課 略</p>	<p>第10条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>農政課 略</p> <p>農業経営課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）及び農薬取締法（昭和23年法律第82号）の施行に関すること。</p> <p>(12)～(15) 略</p> <p>農業生産流通課～水産課 略</p>
--	---

（香川県出先機関事務決裁規則の一部改正）

第3条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～21 略					別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～21 略				
22 農業試験場					22 農業試験場				
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等				所長等	課長等
1 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 関係事務 法… <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 規… <u>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</u>	(1)・(2) 略	略			1 <u>肥料取締法</u> 関係事務 法… <u>肥料取締法</u> 規… <u>肥料取締法施行細則</u>	(1)・(2) 略	略		
	(3) <u>指定混合肥料及び特殊肥料の生産業者等からその事業の開始、変更又は廃止の届出を受けること。</u> (法16条の2、22条)					(3) <u>指定配合肥料及び特殊肥料の生産業者等からその事業の開始、変更又は廃止の届出を受けること。</u> (法16条の2、22条)			
	(4)～(7) 略					(4)～(7) 略			
2 略					2 略				

23～32 略

23～32 略

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。